

# 丹波篠山市介護保険サービス事業経営戦略

団 体 名 : 丹波篠山市

事 業 名 : 介護サービス事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業形態等

#### ①事業の現況

|                            |              |                |           |
|----------------------------|--------------|----------------|-----------|
| 法適(全部適用・一部適用)<br>非 適 の 区 分 | 非 適          | 事 業 開 始 年 月 日  | 昭和63年4月1日 |
| 事 業 の 内 容                  | 老人デイサービスセンター | 指定管理者制度導入<br>状 | 利用料金制     |
| 職 員 数                      | 16 人         |                |           |
| うち 常勤医師数                   | 0 人          | 理学療法士又は作業療法士   | 1 人       |
| 看護職員数                      | 1 人          | 事務職員           | 1 人       |
| 介護職員数                      | 8 人          | その他職員          | 5 人       |
| 介護支援専門員数                   | 0 人          |                |           |

#### ②施設

|             |                      |             |                    |
|-------------|----------------------|-------------|--------------------|
| 施 設 数       | 1                    | 定 員         | 30 人               |
| 延 床 面 積     | 1,249 m <sup>2</sup> | 居 室 床 面 積   | 156 m <sup>2</sup> |
| サ ー ビ ス 日 数 | 261 日                | 年 延 利 用 者 数 | 6,354 人            |

### (2) 現在の経営状況

当該施設は老人福祉センターとデイサービスセンターの機能を合わせ持つ施設となっています。老人福祉センターの管理運営については、指定管理者制度(使用料金制)を導入しており、市から指定管理料を支払っています。  
 デイサービス事業の運営については、利用料金制となっているため市からの繰入は行っていません。  
 現指定管理者は、市内外で広く医療・介護サービス事業を実施している事業者であり、民間のノウハウを活かした公共サービスの提供及び効率的な運営を行うなど経費削減を図るなど健全な経営となっています。地域に根ざした医療・介護の実践により地域住民からの信頼も厚く、安定した利用者の確保により、介護サービス収入は安定しています。

### (3) これまでの主な経営健全化の取組

昭和63年の設置当初は市直営で運営していましたが、平成20年度より指定管理者制度を導入し、民間事業者による効果的かつ効率的なサービスの提供とともに経費削減を図っています。

## 2. 将来の事業環境等

### (1) 介護保険サービス事業における主な取組

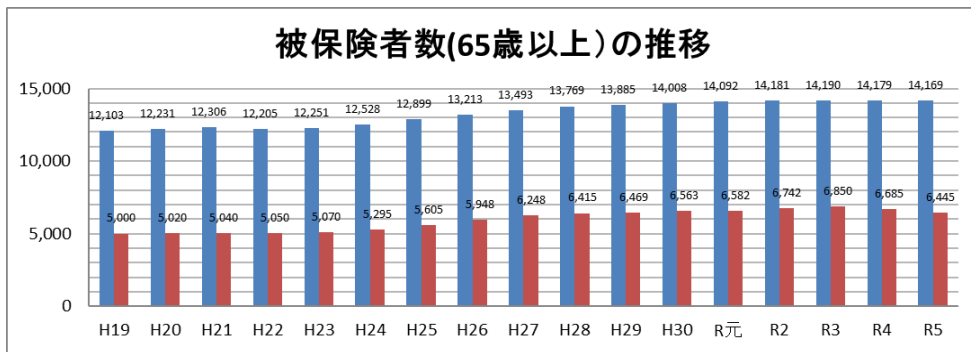
地域における要支援・要介護者の日常生活を支援することを中心とした施設として次の取組を行います。

- ・日常生活の充実を図るため、排泄、食事、入浴などの適切な介護支援。
- ・身体的・精神的な活力を取り戻す又は維持・増進するため、リハビリ専門職員のよるリハビリの実施。
- ・生活環境などの問題を解決するため、定期的にケースワーカーやケアマネジャーを巡回配置。
- ・宅配弁当の配達先を拡大させ、孤立化する高齢者の生活支援及び安否確認の実施。

### (2) 高齢者人口等の予測

【丹波篠山市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画概要より】

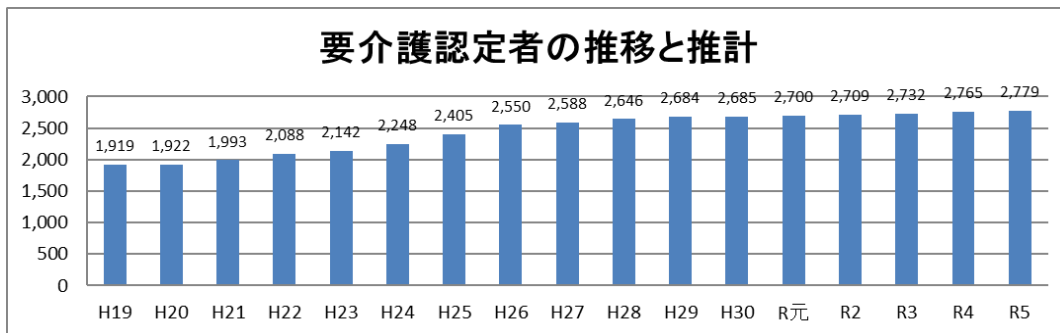
平成19年度以降被保険者数は、1万2千人前後で推移していたが、団塊の世代が65歳を迎えた平成24年度から急激に増加。R3年度をピークに前期高齢者(65歳～74歳)は減少するが、後期高齢者(75歳以上)は、しばらく増加すると推計。



### (3) 介護需要の予測

【丹波篠山市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画概要より】

被保険者数の推移と同様の傾向であるが、平成19年度実績から令和5年度推計の伸び率を見ると、被保険者数は、1.17倍であるが、要介護認定者は、1.45倍。65才以上でも、認定率が高い後期高齢者の割合が増加している。



### (4) 施設の見直し

昭和63年の設置から30年余りが経過し施設の老朽化が進んだため、本年度長寿命化を図るため大規模改修工事を実施しました。今後も長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改修及び設備の更新を実施します。

### (5) 組織の見直し

現指定管理者の指定管理期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間となっています。指定管理期間の終了時期に合わせ、指定管理者制度の継続や見直しの検討を行います。

### 3. 経営の基本方針

丹波篠山市では、高齢者人口14,181人、高齢化率34.6%(令和2年9月末現在)と高齢化が急速に進んでおり、この傾向は今後も続くことが見込まれています。そのため、市では高齢になっても住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、介護予防事業の充実や認知症、要介護状態にならないよう、自立促進に向けた支援を行います。また、介護が必要になった方には、適正な介護サービスの確保と提供に努めています。当該施設は、高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者及びその家族に対する相談、指導等の援助を行い、高齢者福祉の増進を図るため設置しています。

平成20年度から指定管理制度を導入し、経営の健全化及び安定化を図りました。現指定管理者は医療・介護の分野だけでなく広く地域社会に貢献できるよう、公共性のある社会的事業も展開し、地域社会の健全な育成を目指して施設の管理運営を行っています。今後も、地域において適切なサービスを提供するため、民間のノウハウを活かし、経費節減やサービスの向上を図ります。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

本年度、一般会計にて施設の大規模改修を実施したため、今後は設備投資の予定はありません。  
なお、デイサービスセンターにかかる修繕や設備投資(60万円以下)は、指定管理者の負担となっています。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

施設の大規模修繕や高額な設備投資(60万円以上)が生じた場合の財源については、一般会計から繰入れが想定されます。

### 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、  
更新等に関する事項

指定管理者から提出される実績報告書及び市で作成する指定管理者モニタリングレポートにより経営状況などを検証し、計画の見直しを行います。



